

No. 18

制 度 名	バス路線維持確保支援事業 (生活交通支援事業)	主管課名	交通政策課 地域交通 G		
		問合せ先	029-301-2604		
目的・趣旨	県北山間地域における生活交通の確保を図るため、代替バス運行や高齢者にとって利便性の高い乗合タクシー、フリー乗降バスなどの運行を対象事業とし補助を行う。				
[対象団体]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止されたバス路線を代替運行する県北山間地域の市町 日立市(旧十王町地域)、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町</li> </ul>					
[対象事業]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>代替バス、循環バス、乗合タクシー(デマンド型を含む)の運行 ※いずれもフリー乗降による運行を含む</li> <li>ジャンボタクシー(乗車定員7~10名)の購入</li> </ul>					
[補助要件等]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止された路線の運行系統の輸送目的を概ね満たしていること</li> <li>路線廃止後概ね1年以内に運行が開始されること</li> <li>道路運送法の許可を受けた路線であること(有償運行)</li> <li>代替バスによる運行については、複数市町村(平成14年4月1日における市町村の状態)を運行する路線であること</li> <li>茨城県地域交通政策推進協議会の協議を経た路線であること</li> </ul>					
[対象経費・補助限度額等]					
	対象事業	対象経費	補助限度額		
	代替バス等の運行	欠損額 (=経常費用-経常収益)	廃止路線の運賃設定に基づく欠損額を限度		
	車両購入	車両本体(付属設備を含む)	①と②を比較して少ない額を限度 (①4,000千円-(実購入費の10%) ②実購入費-(実購入費の10%)		
[経費負担割合]					
	区 分	国	県	市町村	その他
	(1) 運行費補助	—	1/6	5/6	—
	(2) 運行費補助(過疎地域)	—	2/5	3/5	—
	(3) 車両購入費補助	—	1/2	1/2	—
[令和8年度当初予算額]		8,849千円		[令和8年度補助対象団体] 令和9年1月頃決定予定	
[備考]					
県北山間地域所在の過疎地域 常陸太田市(旧金砂郷町※、旧水府村、旧里美村)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、大子町 ※旧金砂郷町の区域は、令和8年度まで経過措置が適用。					